

答申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月26日福警支第834号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「福岡県〇〇警察署作成に係る「相談カード」平成〇〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇号及び同年〇月〇日付け第〇〇〇〇号。添付書類7枚を含む。）（7枚の内の証拠カードに記載の録音記録媒体）※USBメモリーについて〇〇署への問い合わせでは事件化しないので代理人に返却とのことであったが、重要証拠であるものを返却した理由が明らかになる文面の文書」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書については、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年12月11日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成29年12月26日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年3月2日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 今回開示を求める情報は、審査請求人が行った情報公開請求で存否応答拒否とされた情報であるが、第7条の開示情報に該当する情報でもあり、条例の適正運用、今後の類似犯罪予防のため開示を求めるものである。
- (2) 本件文書に記載されている情報は、審査請求人がその後生命・健康・生活・財産に多大な損害を被った原因になる情報であり、条例第7条第1項第1号ただし書ロ及び第5号ただし書の規定により開示すべきである。
- (3) 実施機関は、不正な方法により情報を取得した。
- (4) 実施機関は不都合な情報を隠ぺいしている。
- (5) 実施機関は公文書を偽造した。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 本件開示請求は、特定の警察署、特定の年月日及び特定の受理番号に係る相談カードの開示請求であり、本件開示請求書には具体的な相談内容の記載があることから、特定の個人が識別できるものである。
- (2) 仮に特定の個人を識別できないとしても、特定の個人が実施機関に相談した具体的内容の記載があることから、当該相談をした事実の存否を答えるだけで当該個人の権利利益を害するおそれがある。
- (3) したがって本件開示請求に係る相談カードに関する情報は、条例第7条第1項第1号に該当する。
- (4) 本件開示請求は、本件文書の存否を答えるだけで、特定の個人が識別されること及び特定の個人の相談内容という非開示情報を開示することとなるため、条例第9条に該当し、本件文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

6 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件文書の開示を求めるものであるところ、実施機関は、本件文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定の取消しを求めており、以下、本件文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

(2) 条例第9条（公文書の存否に関する情報）の趣旨

本条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを規定している。

例えば、特定の個人の氏名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非開示情報に該当するので、

非開示であると答えるだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまい、非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなる場合がある。

このような一定の場合に、対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとするものである。

(3) 条例第7条第1項第1号本文について

ア 本号の趣旨

本号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

プライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、個人のプライバシーを侵害するおそれをあらかじめ防止するため、個人が識別される情報については原則として非開示としたものである。

イ 個人識別性について

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」の部分、いわゆるモザイク・アプローチは個人に関する情報に限らず、すべての非開示情報との関係で問題となるが、個人に関する情報については、個人情報保護の観点から慎重な判断がとりわけ重要であり、特に確認的に規定されたものであって、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいうものである。

照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等公共施設等で一般に入手可能なものなど、一般人が通常知り得る情報が含まれるが、次のことを踏まえると、これに限定すべきではなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報を含むと考えることが適当である。

- (i) 条例が何人にも開示請求権を認めているため、個人と特別の関係にある者が開示請求をする可能性があること。
- (ii) 本号は単に「他の情報」とのみ規定し、その範囲に文言上の限定を加えていないこと。
- (iii) 滋賀県警察本部が支出した捜査費等に係る個人名義の領収書のうち実名ではない名義で作成されたものについて、滋賀県情報公開条例の定める非開示事由の存否が争われた最高裁平成19年5月29日第三小法廷判決において、「事件関係者等において、本件領収書の記載の内容やその筆跡等を手掛りとして、内情等を捜査機関に提供し得る立場にある者に関する知識や犯罪捜査等に関して知り得る情報等を総合することにより、本件領収書の作成者を特定することが容易になる可能性も否定することができない。」と判示している。この判示は直接的には、公共の安全に関する情報についてのモザイク・アプローチに関するものであるが、個人の識別について、一般人基準では非開示

情報の保護に不十分な場合があると考えているものと認められること。

(4) 本件文書の存否応答拒否の妥当性について

ア 条例第7条第1項第1号本文該当性

本件開示請求書の「請求する公文書の名称等」の欄には、〇〇警察署作成に係る「相談カード」との記載があるが、相談を行った個人の氏名等の記載はないことから、本件文書の存否を答えるだけで、「何者かが〇〇警察署に相談を行ったという事実」は明らかになるものの、「特定の個人が〇〇警察署に相談を行ったという事実」は明らかにならないとも考えられる。

しかしながら、「請求する公文書の名称等」の欄には、「相談カード」との記載の他、具体的な年月日及び受理番号、「添付資料7枚を含む」、「7枚のうち証拠カードに記載の録音記録媒体」、「USBメモリーについては〇〇署への問い合わせでは事件化しないので代理人に返却」といった具体的で詳細な内容が記載されており、当該相談カードに係る相談内容に密接な関係を有する者など、一定の範囲の関係者にとっては、本件開示請求の内容に含まれる上記の情報から、あるいは、当該情報と、相談者及び関係者相互のやりとり等他の情報と照合することにより、〇〇警察署に相談を行った特定の個人を推知することが可能であると認められる。

そして、上記(3)イで述べたとおり、条例第7条第1項第1号本文に規定する「他の情報」は、一般人が通常知り得る情報に限定すべきではなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報をも含むと考えることが適当であることから、本件文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号本文の非開示情報を開示することになると認められる。

イ 条例第7条第1項第1号ただし書口該当性

審査請求人は、実施機関が存否応答を拒否した情報は、条例第7条の開示情報に該当する情報でもあり、審査請求人等がその後生命・健康・生活・財産の多大に損害を被った原因になる情報であって、条例第7条第1項第1号ただし書口に該当すると主張しているため、この点について検討する。

条例第7条第1項第1号ただし書口の趣旨は、非開示情報該当性の判断に当たっては、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調和を図ることが必要であるから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と、公にすることにより害されるおそれのある個人の権利利益とを比較衡量し、前者が後者を上回るときにこれを開示するというものである。

上記アのとおり、本件文書の存否を答えるだけで、特定の個人が〇〇警察署に相談を行ったという事実が明らかになるが、この結果害されるおそれのある個人の権利利益と、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性を比較衡量した場合、後者が前者を上回る客観的事実は認められない。

したがって、条例第7条第1項第1号ただし書口を適用すべきとする審査請求人の主張は妥当でないと判断される。

なお、条例の定める公文書の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、自己に関する情報の開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか等の個別事情は考慮されないものである。

ウ 小括

以上のことから、本件文書は、その存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非開示情報を開示することになるため、条例第9条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件決定は妥当であると判断される。

(5) 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、条例第7条第1項第5号ただし書（任意提供情報）を理由に開示すべきであると主張しているが、実施機関は同号を理由として本件決定を行っていないため、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。